

木津川市 公園施設長寿命化計画

令和5年3月

木津川市 建設部 管理課

1. 都市公園整備状況

(令和5年1月31日時点)

| 管理対象都市公園の数 | 管理対象都市公園の面積 | 一人当たり都市公園面積 |
|------------|------------------------|---------------------|
| 154 箇所 | 863,846 m ² | 10.8 m ² |

2. 計画期間 [令和5年度～令和14年度(10箇年)]

3. 計画対象公園

① 種別別箇所数

| 街区 | 近隣 | 地区 | 総合 | 運動 | 広域 | 風致 | 動植物 | 歴史 | 緩緑 | 都緑 | その他 | 合計 |
|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|----|
| 67 | 8 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 80 |

② 選定理由

本計画は、子供や高齢者をはじめ、誰もが安全で安心して利用できる公園とするため、所管する公園のうち、特に維持管理経費を平準化する必要がある施設を有する公園を対象とした。

4. 計画対象公園施設

① 対象公園施設数

| 園路広場 | 修景施設 | 休養施設 | 遊戯施設 | 運動施設 | 教養施設 | 便益施設 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 621 | 105 | 208 | 281 | 56 | 10 | 48 |

| 管理施設 | その他 | 合計 |
|-------|-----|-------|
| 2,375 | 5 | 3,709 |

② これまでの維持管理状況

これまで全ての公園施設（建築物、遊戯施設、公園施設等）を対象に公園管理者及び指定管理者による維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行い、必要に応じて補修や更新を図る事後保全的な維持管理を行ってきた。

遊戯施設は、これらの管理に加え「都市公園における遊具の安全に関する指針」及び「遊具の安全に関する規準」に基づき、年1回の定期点検を実施している。この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから補修を実施してきた。

③ 選定理由

今後進展する遊具等の老朽化に対する安全対策の強化及び修繕・更新費用の平準化を図る観点から、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な修繕・改築・更新を行うため、遊具及び開設面積 2.0ha 以上の公園施設を対象とした。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要

点検調査は、令和 4 年 8 月から令和 5 年 2 月にかけて実施した。

① 一般施設、建築物、土木構造物

国土交通省の公園施設長寿命化計画策定指針に則り、健全度調査を実施した。

② 遊具等

公園施設業協会の遊具の日常点検マニュアルに則り点検を行った。

なお、タイヤについては点検対象外とした。

単位：施設

| 施設分類 | 健全度 | | | |
|-------|-----|-----|----|---|
| | A | B | C | D |
| 一般施設 | 17 | 262 | 25 | 0 |
| 建築物 | 0 | 5 | 8 | 0 |
| 土木構造物 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 遊具 | 10 | 238 | 33 | 0 |

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

考慮すべき事項は、遊具を優先とすることとした。

単位：施設

| 施設分類 | 緊急度判定 | | |
|-------|-------|----|-----|
| | 高 | 中 | 低 |
| 一般施設 | 0 | 25 | 279 |
| 建築物 | 0 | 8 | 5 |
| 土木構造物 | 0 | 0 | 1 |
| 遊具 | 33 | 0 | 248 |

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を公園管理者及び指定管理者により随時実施し、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常を把握した場合は、必要に応じて利用禁止とし安全性を確保する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修もしくは更新を判定する。

清掃等は、公園管理者及び指定管理者により実施する。

A. 一般施設、土木構造物、各種設備、建築物

日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、必要に応じて利用禁止の措置を行う。

また、対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

5年に1回以上の健全度調査を実施し、対象施設の補修もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

B. 遊具

日常点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化及び損傷を把握する。

施設の劣化や損傷を把握した場合、劣化や損傷の程度により利用禁止等の必要な措置を行う。

同年に実施する定期点検の結果を健全度調査として活用し、対象施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

② 公園施設の長寿命化のための基本方針

A. 予防保全型管理に分類した施設

機能保全に支障となる劣化や損傷を未然に防止するため、日常的な維持保全に加え、点検等定期的な健全度調査を行うとともに、計画的な補修、更新を行う。

- 健全度がBまたはC判定となった時点で速やかに適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- 遊戯施設については、日常的な点検及び年1回実施する定期点検により施設の劣化損傷状況を確認し、消耗材の交換等を行うほか、必要に応じて利用禁止の措置を行う。
- 日常的な点検以外に5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。
- 使用見込み期間は、概ね処分制限期間が20年未満の施設は、処分制限期間の2.4倍、20年以上40年未満の施設は、処分制限期間の1.8倍、処分制限期間が40年以上の施設は、処分制限期間の1.2倍を基本とする。

B. 事後保全型管理に分類した施設

- 維持保全や日常点検、定期点検を実施し、劣化や損傷、異常、故障を把握し、求められる機能が確保できないと判断した時点で、撤去・更新を行う。
- 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、施設の更新を行う。
- 使用見込み期間は、概ね処分制限期間が 20 年未満の施設は、処分制限期間の 2 倍、20 年以上 40 年未満の施設は、処分制限期間の 1.5 倍、処分制限期間が 40 年以上の施設は、処分制限期間の 1.0 倍を基本とする。
- 舗装については、劣化や損傷が顕著となった段階で、施設（箇所）毎に判断し更新する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期等

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式 1 「総括表」、様式 2 「都市公園別」、様式 3 「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

| | |
|------------------------|------------|
| ①概算費用合計（10 年間）【②+③】 | 324,896 千円 |
| ②予防保全型施設の概算費用合計（10 年間） | 99,615 千円 |
| ③事後保全型施設の概算費用合計（10 年間） | 225,281 千円 |
| ④単年度あたりの概算費用【①/10】 | 32,490 千円 |

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

『日常的な維持管理に関する基本方針』や『公園施設の長寿命化の基本方針』を基本とした年次計画に従い、公園を維持管理することにより、今回長寿命化計画を策定した対象公園全体で 15,328 千円のライフサイクルコストの縮減を図ることができる。

11. 計画の見直し予定

① 計画の見直し予定年度（西暦）

2027 年度

② 見直し時期、見直しの考え方

次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。